

【累積投資約款】

1. 「本約款の趣旨」

(1) 本約款は、お客様と株式会社SMBC信託銀行（以下「当行」）との間の、当行が取扱う証券投資信託の累積投資に関する取り決めです。お客様と当行は、本約款の規定に従って当行が取り扱う累積投資コース（以下「累投口」といいます。）に係る累積投資契約（以下本約款において「契約」といいます。）を締結いたします。

以下、当行所定の投信委託会社の設定する追加型証券投資信託を投信委託会社毎、または管理会社毎に「ファンド・グループ」と総称し、個々の証券投資信託のことを「個別ファンド」といいます。

(2) なお、本約款に別段の定めがないときには、証券投資信託の取引にかかる一般規約、各個別ファンドの証券投資信託約款、及び目論見書等（以下本約款を含め、併せて「取引約款」といいます。）に従って取り扱います。

2. 「累積投資の申込方法」

(1) お客様は、当行所定の申込書にお届出印またはお届出署名により記名押印または署名した上、当該申込書を当行に提出することによって、各累投口毎に、契約を申し込むものとします。ただし、すでにいずれかの累投口において、契約が締結されている場合で、他の累投口に第一回目の払込みが行われた場合、当該累投口の契約の申込がおこなわれたものとし、申込書の提出は不要とします。

(2) お客様が前記(1)に定める累積投資の申込みをしたときには、当行は、累投口座を開設し、本約款を交付または送付します。

3. 「金銭の払込み」

(1) お客様は、有価証券の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその累投口に払込むことができます。ただし、第一回目の払込金は、これを各累投口申込のときに払込むものとします。なお、一部の累投口には、下記8.に係る返還金による他の累投口への払込み（以下、「乗換え」といいます。）ができ、その内、返還金の使途を、乗換えに限る累投口もあります。

(2) 上記(1)の払込金は、各累投口の個別ファンドの取引約款に記載された額とします。

4. 「最低購入単位」

個別ファンドのお買付の申込については、すべて金額指定の方法によるものとし、当行所定の最低購入単位で指定するものとします。

5. 「買付方法、時期および価額」

(1) 当行は、各累投口に係る取引約款に従い、遅滞なく当該有価証券の買付けを行います。

(2) 上記(1)の買付価額は、当該取引約款に定める価額とし、当該取引約款に定めのある場合は、所定の手数料、その消費税、地方消費税を加えた金額をお支払いいただきます。

(3) 買付けられた有価証券の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(4) なお、当行での定時定額購入サービスについて、新規のお取扱はいたしていません。

6. 「有価証券の保管」

(1) この契約によって買い付けられた有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管いたします。

(2) 当行は、当該保管に係る有価証券の保管料を申し受けることがあります。

(3) 当行は、この契約による有価証券については、その保管に際しこれを大券に取りまとめて行うことがあります。

(4) 受託者は、この契約によって買い付けられた有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

7. 「果実等の再投資」

(1) 前記6の定めに従って保護預かりされた証券投資信託の利金または収益分配金および償還金（以下「果実等」といいます。）を再投資する場合は、お客様に代って当行が受領のうえ、これを当該累投口に繰り入れ、所定の源泉税を控除後、各累投口に係る取引約款に従い、その全額

につき、同一銘柄の受益証券の追加購入の取次ぎを行います。なお、この場合、申込手数料は不要とします。

(2) この場合の最低購入単位については、前記4にかかわらず1円以上（1円単位）とします。

(3) 上記(1)にかかわらず、個別ファンドによっては、お客様からあらかじめ指示があった場合、当行所定の手続きをとったうえで、再投資を停止できるものとします。再投資を停止した場合の果実等については、当行所定の手続き完了後最初の決算日から起算して、各個別ファンドの取引約款に記載されている換金代金のお支払日に準じてお支払いいたします。

8. 「有価証券または金銭の返還」

(1) お客様の有価証券はすべて保護預りとなります。

(2) 当行は、この契約に基づく有価証券または金銭については、お客様からその返還を請求されたときに、取引約款の定めに従い返還いたします。ただし、有価証券での返還ができない場合は、取引約款に記載された価額により、各有価証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引いた残額を、お客様のあらかじめ指定した預金口座に自動的に入金します。これにより、有価証券の返還にかえるものとします。

(3) 上記(2)の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当行は、当該請求に係る有価証券または金銭を、届け出印（もしくは署名）の押印された出庫請求受領書または出金請求受領書と引き換えに、取扱店においてお客様に返還いたします。

(4) クロースド期間のある累投口についての当該クロースド期間中の上記取扱は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り、

① お客様が死亡されたとき。

② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき。

③ お客様が破産宣告を受けたとき。

④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき。

(5) 上記3の(1)に掲げる乗換の指示があった場合の当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の累投口への払込金に充当いたします。

(6) 当行は、お客様から買付けの中止をお受けした場合は、当該お申し出のときにおける累投口の残金を上記(3)に準じて返還いたします。

9. 「最低換金単位」

個別ファンドのご換金注文申込については、すべて口数指定の方法によるものとし、当行所定の最低換金単位で指定するものとします。

10. 「換金時期・価額」

(1) 当行は、お客様から換金の申込があったときは、取引約款の定めるところに従い個別ファンドの換金申込の取次を行います。（以下、当行が換金申込の取次を行う日を「換金日」といいます。）なお、個別ファンドによっては目論見書に規定される通り、クロースド期間中において当行では、換金請求のみお受けいたしますが、買取請求はお受けいたしません。

(2) 当行は、お客様に代わって投信委託会社より受領した換金口数分の所定の換金代金より当該換金に係る所定の手数料及び税・諸費用等を差し引いた残額を、お客様のあらかじめ指定した預金口座に自動的に入金します。なお、換金代金算定のための所定の基準価額については、取引約款に定める日の基準価格を適用します。

11. 「申込事項等の変更」

(1) 氏名、住所、個人番号の変更など申し込み事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当行に届けていただきます。

(2) 届け出印（もしくは署名）を変更するときは、お客様御自身がその旨を書面によって当行にお届けください。

(3) 上記、氏名、住所、個人番号の変更があったときは、本人確認書類等（運転免許証、健康保険証、個人番号カード等）をご提出いただきます。

12. 「免責事項」

当行は、次に掲げる損害については、その責を負いません。

(1) 当行所定の証明書に捺印された印影を届け出印（もしくは署名）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還したことにより生じた損害。

- (2) 当行が金銭の受渡し清算方法の指示により、金銭を指定預貯金口座へ振り込んだ後に発生した損害。
- (3) 所定の手続きによる返還のお申し出がなかったため、または印影が届け出印(もしくは署名)と相違するためにお預りした有価証券または、金銭を返還しなかったことにより生じた損害。
- (4) 預り証の提示を受けた上、保護預り証券の利金・収益分配金をお支払いしたことにより生じた損害。
- (5) お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- (6) 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく有価証券の買付け、または保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害。

13. 「換金」

- (1) 契約は、各号のいずれかに該当したときに換金されるものといたします。
 - ① お客様から換金のお申し出があったとき。
 - ② 払込金が引続き1ヶ年を超えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付けの日から、1ヶ年以内に保管中の有価証券の果实または償還金によって指定された有価証券の買付けがあった場合はこの限りではない。
 - ③ 当行が、ファンド・グループの累積投資業務を営むことができなくなったとき。なお、個別ファンドが償還されたときは、当該個別ファンドに係る限度においてこの契約が換金されたものとして取り扱います。
- (2) この契約が換金されたときには、当行は、遅滞なく保管中の有価証券および累投口の残金を取扱店においてお客様に返還いたします。
- (3) この換金の手続きは、上記8.(3)に準じて行います。

14. 「その他」

- (1) 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 一回目の払込金額、買付時期、買付価額、再投資の方法、返還価額などでこの約款の規定にない事項は、各累投口の取引約款の規定に従うものとします。
- (3) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または必要が生じたときは改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。
- (4) ファンド・グループ、又は個別ファンドについては、将来、その構成を変更することがあります。

附則

第1条 この約款は、2019年10月1日から施行する。